

書類の提出時はこちらの書類もお持ちください

農地法 第3条許可申請 必要書類一覧

○許可申請書の提出は、毎月末日締切（締切日が閉庁日の場合はその前の開庁日）です。

○ 必須

● 場合により必要

必 要 書 類			確認	不要	備 考
1	農地法第3条の規定による許可申請書		○		
2	農地法第3条の規定による許可申請書（別添）		○		
3	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等		○		
4	契約書（2部）	賃借権設定、使用貸借権設定の場合	●		2部作成し提出。後日返却。
5	共有名義の申請書別紙	共有名義の土地の場合	●		
6	住民票	申請者(共有名義者含む)が市外住民の場合	●		※1
7	相続系譜図	相続未登記の場合 (共有名義の相続未登記も含む)	●		法定相続人の続柄を証明する書類
8	改正原戸籍	相続未登記の場合 (共有名義の相続未登記も含む)	●		
9	同意書	相続未登記の場合 (共有名義の相続未登記も含む)	●		
※相続未登記の場合、必要書類が相続登記書類とほぼ同等ですので、申請前に相続登記することを推奨いたします。					
10	法人の定款	法人が農地の所有権を取得する場合は「農地所有適格法人」の要件を満たす必要があります。	●		
11	法人の構成員名簿		●		
12	営農計画書	本市の農地を新たに取得・貸借する場合	●		

※1 申請地の全部事項証明に記載されている所有者の住所と、住民票の住所が異なる場合は、双方を結びつける住民票等が必要です。居住地の役所・役場窓口にご相談ください

※ 許可の判断に要する資料を別途求める場合がございますのでご承知おき願います。

問合先 由利本荘市尾崎17番地
 由利本荘市農業委員会事務局 農地班
 TEL 0184-24-6258
 FAX 0184-24-6396
 mail: noui@city.yurihonjo.lg.jp